

「車両所関係における職場諸要求」に関する 申し入れに関して業務委員会を開催！③

1月19日、11:00より支社会議室において、12月18日の議論に引き続き「車両所関係における職場諸要求」に関して関西支社と業務委員会を開催しました。

以下、「IV. 大阪交番検査車両所に関する改善要求について」「V. 大阪台車検査車両所に関する改善要求について」「VI. 名古屋車両所に関する改善要求について」「VII. 各出向会社の職場改善要求」に関する改善要求についての会社回答、議論内容を報告します。

出席者は組合側業務委員・山下副委員長、浦谷業務部長、島津教宣部長、笹田法対部長、下茂業務担当部長。会社側業務委員・中西人事課課長代理、奥村運輸課課長代理、森車両課課長代理、清水人事課係長でした。

《「申」第9号「2015年度職場改善諸要求の申し入れ（車両所関係）」 に関する申し入れ（2015年9月14日申入）に対する会社回答》

IV. 大阪交番検査車両所に関する改善要求について

1. 労働条件について

(1) 大阪交番検査車両所の検修庫内の、スポットクーラーの老朽化が進み冷風が弱く効果が見られないので、強力な新しいものに交換すること。

【回答】現行どうりとする。なお設備不良があれば管理者まで申し出ること。

(2) 大阪交番検査車両所の庁舎と検修庫内に「オストメイト対応トイレ」を設置すること。

【回答】平成27年3月に交検庫検修庫内のトイレについてオストメイト対応の改修工事を完了している。

(3) セクハラ防止のために、庫内の各記録室のC通路側の窓ガラスにスモークのフィルムを貼ること。

【回答】現行どうりとする。通路から見えないところで着替えられたい。

(4) 庁舎2階の組合掲示板を人通りの多い庁舎3階の食堂へ向かう通路に移設すること。

【回答】現行どうりとする。

(5) 分散特休や極端な土・日・祝日出勤解消のために東京交番検査車両所でもう1本交番検査を施工すること。

【回答】現行どうりとする。

(6) A・B・C各担務の予備者の基準数を明らかにすること。

【回答】必要な要員は配置しており、明らかにする考えはない。

(7) 交検庫内のA通路において着発方面から特に夏では日差しが強く気温が上昇し熱中症になる確率が高くなるので、日差し防止の対策をすること。

【回答】現行どうりとする。なお、熱中症等を防ぐため水分補給は充分留意されたい。

(8) 極端に土・日・祝日出勤の多い状態が続いている。社員の私生活のスケジュールが

立てにくいため、現行毎月10日に行っている翌月分の休日予定を「毎月1日に翌月分の休日予定を発表」するようにすること。

【回答】 現行どうりとする。

(9) 「ライニング」など車両検修に必要な物品の「在庫不足」が常態化している。これは会社の言う『安全最優先』に反する状態である。適正な在庫を確保するようすること。

【回答】 在庫については過去の実績から、適正量を確保している。

2. 安全について

(1) 会社が今年度中に行うとしている「交番検査周期延伸」について、国土交通省に届け出た「社内規程の見直し」は、消耗品の摩耗量のみを検証した不十分な「テストカー走行」に基づくものであり、会社の言うところの『安全最優先』に反する。よって「検査周期延伸の計画」は撤回すること。

【回答】 テストカーでは期間中、車両故障の発生もなく、全ての検査実績の確認を行った結果、現行周期の車両との大きな相違はないため問題ないと判断した。

(2) 2007年から8年以上に渡って「データ取り」ということで社員の協力で行っている「連続換気装置給気口寸法調整」については給気口寸法を65mm定位とし、「著しい車内圧力の変動」があった場合のみ寸法調整を行うようにすること。

【回答】 現行どうりとする。

(3) 8年以上も社員の協力で行っている「連換調整」で得たデータについては「業務研究」等で発表を行っていると聞く。そのデータを全社員に明らかにし、今後の「連換調整」のあり方について職場で「検討会」を開催すること。

【回答】 関係する社員で引き続き検討を行っていく。

(4) 交番検査前に発生している故障等は、読み出し・調査等を交番検査の時間帯で行わず、専門性の高い大阪修繕車両所で対処すること。

【回答】 今後も必要な調査、修繕等を交番検査車両所で実施していく。

(5) SEKに業務委託している「MT r フィルター清掃」時、庫内にホコリが充満することがある。社員の健康等への影響が懸念されるため、実態を調査して集塵機の改善など対策を講じること。

【回答】 MT r フィルター清掃時には、交検の粉じんが発生（飛散防止）しないようにアタッチメントをして作業を行っており、多量の粉じんが発生しないような作業方法を実施している。

V. 大阪台車検査車両所に関する改善要求について

(1) 始業点呼を6F事務所棟で行うこと。

【回答】 現行どうりとする。

(2) 現在様々な教育を勤務時間内で行っているが、作業を急いで切り上げる必要があり、また台検工程表からも無理な状況なのでやめられたい。行程白紙日で実施すること。

【回答】 今後も作業状況を見て、適切に教育を実施していく。尚、作業等の事情で受講できない社員については、後日同じ内容の教育を実施している。

(3) 現場に詰所を設け冷暖房の充実化を図ること。

【回答】 現行どうりとする。

(4) 台車組み立て・中修上の屋根に防暑塗装を実施すること。

【回答】 塗装だけが対策でなく、台車検修設備更新の際、必要な冷暖房設備も含めて更新

している。

(5) 台検庫内のトイレの冷暖房設備を設置すること。

【回答】現行どうりとする。

(6) 各作業場をブース化して冷暖房完備し、職場環境を充実すること。

【回答】現行どうりとする。なお、冷暖房は適宜必要箇所に配備している。

(7) 台検車内の雨漏り対策を早急を実施すること。

【回答】雨漏れは発生の都度、修繕を実施している。今後も、不具合等発見または発生した場合は直ちに管理者に連絡されたい。

(8) 台車組立装置の軸箱支持装置を物が挟まらない構造に早急に改修すること。

【回答】台車組立装置の昇降装置については、軸箱支持装置が上昇すると同時にカバーも上昇し足場から足が挟まらない構造となっている。また、作業時は作業員相互で声かけを行った上で装置の動作をしている。

(9) 月3回の総点呼をやめること。

【回答】現行どうりとする。

(10) 昼のKYT活動をやめること。

【回答】労災防止、ヒューマンエラー防止の取り組みであり、現行どうりとする。

(11) 心の病対象者は職場で何人いるのか明らかにすること。

【回答】明らかにする考えはない。

(12) 各パートに棒芯制度の復活をはかること。

【回答】現行どうりとする。

(13) 希望する社員全員に特殊技能資格（フォーク、電気・ガス溶接、クレーン、砥石取り扱い、有機溶剤等々）の教育資格を与えること。

【回答】資格取得について、必要数及び個人の能力、適性等を総合的に判断し指定している。

(14) 庫内ドラム缶撤去に対応するため、給油用GK・スーパータービン油の油層を拡大すること。

【回答】現行どうりとする。

(15) 石油ストーブ撤去に伴い、暖房能力が低下したので、暖房機を増設すること。

【回答】石油ストーブの撤去に伴い電気ストーブを導入している。

(16) 油脂等の庫内への運搬は、安全面からも以前のとおり外注作業とすること。

【回答】現行どうりとする。

(17) 大修職場の軸パレット移動用ローラーを自動搬送とすること。

【回答】現行どうりとする。

(18) 中修検圧作業場の冷房能力を強化すること。

【回答】現行どうりとする。

VI. 名古屋車両所に関する改善要求について

(1) 会社の責任において、当日の出勤の社員の健康チェックを行うこと。

【回答】今後も適切に対処する。尚、体調不良の場合は早めに管理者に申し出ること。

(2) 会社が出勤遅延防止のために目覚まし時計を複数セットするよう強要するなら、社員各自が必要とする数の目覚まし時計を支給すること。

【回答】出勤遅延防止のために懲罰しているのであり、そのような考えはない。

(3) 耐震工事終了後の庁舎、検修庫（各階の部屋の使用目的、部屋数、部屋の大きさ等）

の案内図の詳細を作成し、庁舎の入口付近に掲載し社員や来客等に明確にすること。

【回答】現行どうりとする。

(4) 今年7月1日から走行管理の体制変更に伴い、社員数が増え更衣室の許容範囲が狭くなり非常口が一方向でないと使用できない。安全上、改善すること。

【回答】平成27年8月に非常口付近の5Sを行い、周辺の出入りは改善されている。

(5) 庁舎内の水道水(便所手洗、各洗面所)は、夏期は特にカビ臭く濁り、臭いが手に残るため改善すること。

【回答】水質については決められた検査を実施しており、問題ないと考える。

(6) 耐震工事終了後、出退点呼場所が庁舎2Fに変更になった。会社は出勤前の体操について、点呼場と廊下その周辺で行うよう周知しているが、狭くて危険である。広い場所で時間内に行うようにすること。

【回答】現行どうりとする。また、体操時は周囲に気を配り怪我のないようにされたい。

(7) 検修庫の老朽化に伴い2・3番線の天井は真っ黒に変色し、ボロボロになった断熱材・網状になった金属が作業中に落下してきている。また、庫3番線8号車のパン点検通路が雨漏れにより水溜まりができ、天井の断熱材が雨水と経年劣化により、パン点検通路に落下して通路をふさぐ状態になっている。毎年、管理者に報告し、管理者も確認している。いっこうに改修工事がされない。早急に改善すること。

【回答】設備不良があれば、調査の上、保守所へ修繕依頼を行うなど適切に対処していく。

(8) 庁舎1階の食堂は平日の昼間のみの営業となっている。乗務員や関連会社社員も多く利用する。定期的に社員にアンケート調査を行い充実したメニューや営業時間とすること。

【回答】現状で対処されたい。

(9) JR西日本所属の車両の故障が多発しているが、交換部品の在庫も無く、その都度、JR西日本から取り寄せる状況にある。安全やサービスの低下につながると考えるが、会社の見解を示すこと。

【回答】(9、10項を一括回答) 従来からJR西日本会社に品質向上に関して申し入れを行っている。

(10) JR西日本所属の車両の故障が発生しJR西日本の車両所に入庫しても、継続のままで再度、名古屋車両所に入庫してくる編成が多くある。安全やサービスの低下であり、問題である。会社の見解を示すこと。

(11) 名古屋車両所の現場の詰所は、底冷えするほど寒く、現在のエアコンの暖房では、「霜取り」「エラー」表示して停止状態が何時間も続き、対処できないためストーブや温風ヒーターを併用している状態である。強力な冷・暖房設備及び床面の暖房に設備更新すること。また、関連会社(CMC)の社員が常駐しているボイラーが廃止となったが、ストーブ用灯油の取り扱いならびに対策を明らかにすること。

【回答】暖房能力に問題はない。尚、灯油で使用するストーブ一台、ファンヒーター2台は今年度内に電気ストーブ3台へ取り替える。

VII. 各出向会社の職場改善要求

1. 大阪交番検査車両所・SEK(新幹線エンジニアリング(株))に関する改善要求

(1) 現場詰所を拡大すること。

【回答】(1～3項目一括で) 現行どうりとする。

(2) 現場に設置されてる洗濯機の数を増設すること。

(3) 窓もない部屋なので、窓のある部屋を設置すること。

(4) 作業服の貸与数を増やすこと。

【回答】他会社のことであり、また支社権限外事項であるが、作業に必要な枚数は貸与されていると認識している。

2. 大阪台車検査車両所・SEK（新幹線エンジニアリング（株））に関する改善要求

(1) 社員詰所に就業規則を社員がすぐ見れるところに設置すること。

【回答】他会社のことであり、支社権限外事項であるが、社員が閲覧できるように設置されていると認識している。

(2) パートによって増作業が発生している。その場合で超勤作業とすること。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、適切に対処されていると認識している。

(3) JR社員の各パート配置は社員の意志を十分反映すること。

【回答】パート配置については社員の能力、経験、適性等を総合的に判断した上、適切に配置されていると認識している。

(4) 保護具（安全靴、手袋、マスク等々）の充実をはかること。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、作業する上で必要となる保護具は貸与されていると認識している。

(5) 作業着の増貸与をはかること。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、作業に必要な枚数は貸与されていると認識している。

(6) 汚れた作業着をサービック会社に洗濯依頼できるよう契約すること。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、各職場には洗濯機、乾燥機を配備し対応していると認識している。

(7) パートによって十分な要員配置を行っていないため年休規制が行われることがある。適正な要員配置を明らかにし改善を図ること。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、適正な要員配置がされていると認識している。

(8) JRの増作業に伴う増作業は全て超過勤務扱いとすること。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、適切に対処されてると認識している。

(9) 軸箱洗浄機の度重なる故障に対し抜本的対策を行うこと。

【回答】故障があればその都度、対処している。また、申告の都度、管理者が関係箇所に原因調査及び修繕依頼を行っており、今後も故障があれば速やかに対処していく。

(10) WN洗浄機の洗浄不足及び度重なる故障に対し抜本的対策を行うこと。

【回答】洗浄不足に対しては、薬液や水圧による対策を実施している。また、故障があればその都度、対応している。申告の都度、管理者が関係箇所に原因調査及び修繕手配を行っており、今後も故障があれば速やかに対処していく。

(11) 防毒マスク等、消耗品の貸与規制をやめること。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、作業に必要な数は貸与されていると認識している。

(12) JRが行う調査等をSEK社員に行わせないようにすること。

【回答】契約にない作業を依頼している実態はなく問題はない。現行どうりとする。

(13) 熱中症対策としてスポーツドリンクを配布すること。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

(14) 健康面から生水の摂取は行わせないようにすること。

【回答】定期的に水質検査を行っており水質に問題ないことを確認している。

(15) 作業場をブース化し冷暖房対策の充実をはかること。

【回答】現状で対処されたい。

(16) バイクの駐輪場を事務所等側の敷地内に設置すること。

【回答】現行どうりとする。

(17) 車駐車場の路面の凸凹を早急に補修すること。

【回答】急を要すると判断した場合は、必要な修繕等を実施していく。また不具合等、発生または発見した場合は直ちにSEK管理者に連絡されたい。

(18) 2階詰所に洗濯機を増設すること。

【回答】適切な箇所に配置している。

3. 大阪台車検査車両所・(株)関西新幹線サービックに関する改善要求

(1) 本人の意志を無視した休日出勤をやめること。

【回答】就業規則に基づいた適切な出勤であると認識している。

(2) 時短に伴う要員増をはかること。

【回答】支社権限外事項であるが、適切な要員を配置していると認識している。

(3) 勤務時間終了間近の超勤は、管理者による本人の承諾を得ること。

【回答】支社権限外事項であるが、超勤は適切な形で実施されていると認識している。

(4) 防暑対策の充実をはかること。

【回答】支社権限外事項であるが、熱中症予防など適切な処置を実施されていると認識している。

4. 大阪仕業検査車両所・タイガー警備保障(株)に関する改善要求

(1) 作業時間が8時～17時であるが、実質7時30分から作業を開始している実態である。作業員全員に前残業の30分超勤を付けること。

【回答】他会社のことにつき支社権限外事項である。

(2) 出向者に対する制服貸与は夏・冬共に2着までという事であるが事実か。貸与する場合は新品3着を貸与すること。

【回答】(2～4項目一括して回答)現状で対処されたい。

(3) 雨具として長靴を貸与すること。

(4) 白手袋を貸与すること。傷んだ時にその都度、使用できるように常備しておくこと。

(5) 夏季にはスポーツドリンクの配付などによる熱中症防止対策をはかること。

【回答】(5、6項目一括して回答)支社権限外事項であるが、労働環境は適切に管理されていると認識している。

(6) 冬季には寒さ対策として、ホッカイロを配付すること。

以上

《 議論内容 》

IV. 大阪交番検査車両所に関する改善要求について

1. 労働条件について

組合：スポットクーラーは効きが悪いという報告がないのか。

会社：ダクトの割れはその都度テーピングで処置しているが、冷風は出ているという報告を受けている。

組合：全館冷房に出来ないのか。

会社：出来ない。

組合：毎年申し入れる問題だ。引き上げ線にあるようなスポットクーラー等も検討すべき。

組合：セクハラの訴えがあった場合は本人の責任ではない。会社の責任だ。

会社：その時の対応になる。

掲示板を見やすい箇所へ移すこと！

組合：誰も通らない場所に掲示板を設置しても誰も見ない。

会社：見る気があれば見れる。見に行けるところにはある。仮にそうであっても問題ではない。

組合：申し入れてる最中、指定してる場所に会社の掲示板を後から設置した。矛盾がある。先に申し入れてる方を優先するべきだ。

会社：便宜供与に先入権はない。

組合：1 2月は全ての日曜日が出勤だ。あり得ない。

会社：今まで恵まれていたのかも。

組合：せめて早めに休日予定を早く出すなど出来ないのか。特例があってもおかしくない。

2. 安全について

組合：テストカーの期間はどれぐらいか。

会社：一昨年の1 1月頃から昨年の1月まで。

11月から1月までのたった3ヶ月間のテストカー！

猛暑の中の走行は大丈夫か？！

組合：3ヶ月か。現場で働いてる者からすればたった3ヶ月でデータ取りなんか出来るのかという思いだ。その3ヶ月は短くないのか。

会社：必要なところはキチンと検証している。

組合：周期延伸するために3ヶ月で十分なデータが取れたと、理解していいのか。

会社：そうだ。

組合：消耗品についても同じ考えか。

会社：そうだ。

組合：消耗品以外はどうなってるのか。

会社：実施基準規程に基づいて100装置でも検証も行った。

組合：走行した距離はどれぐらいか。

会社：9万キロぐらい。検修連絡などで周知したかと思う。実際の周期延伸分よりも余裕を持った距離であった。

会社：外部の有識者にも確認してもらってる。

組合：では会社として安全最優先の観点から考えても有識者を交えて確認していたと確認していいのか。間違いないということか。

会社：そうである。

組合：社内規定は変更したが省令は変更されていない。JR東海だけが変更とした。

会社：鉄道事業者が照会することで手続きできるという規定に過去、変更された。

組合：テストカーは冬期に走らせたが、何故、夏の厳しい条件の中で走行させなかったのか。

会社：必要な点検箇所は検証してる。

組合：この3ヶ月にした根拠は何か。最低フルシーズン走らせるべきだと思うが。

会社：法令の通達の中での検証であった。

組合：3ヶ月の検証で大丈夫かと考える。延伸の見直しは撤回されたい。

会社：テストカーだけが延伸の根拠ではない。

組合：3万キロ30日を6万キロにするなら、45日ではなく60日にしない根拠は何か。

会社：6万キロに達するには何日ぐらいかと計算したが40日ぐらいで達する計算であり、1割ほど増して45日とした。

組合：6万キロ45日とすると検査の手間が省けるということか。

会社：回数は減る。それが手間かどうかは。周期延伸で検査の回数が減るのは事実。

組合：延びる部分は仕業で見るということは心配事はあるということ。目的は周期延伸し検査の手間を省くことだけではないのか。

会社：会社は効率化を目的としている。周期延伸を目的としているのは事実。

配電盤の中は開けて見ないと分からない！

組合：配電盤を開けてみないと、焦げている箇所は発見できない。それを発見するのは人間。

組合：独特の兆候がある編成もある。3万キロ毎にフタを開けて点目視で点検していたものをデータに置き換えからと言って、必要でないとか安全であるとかという考え方は違うと考える。

会社：テストカーだけでなく、規程に基づいた検査方法をやっていた結論でもある。データでの管理と人の目でみていたもののいい方を併せて進めていきたい。

組合：連続換気装置は8年以上データ取りしてきて業務研究会で発表させて結果は出たのか。

会社：今、現車で試験してる。

組合：65ミリを定位とすることを現車で確認作業をしてるということか。

会社：そうである。

組合：それは現場では周知してるのか。

会社：検修連絡で出してる。

V. 大阪台車検査車両所に関する改善要求について

組合：台検の点呼で、修繕は6Fで行ってるが台検は何故出来ないのか。

会社：今のところで問題ない。

組合：塗装が一番にいいという声がある。何故しないのか。

会社：全部塗装してもまだ寒いとかの声があるかも知れない。

組合：浜工はどんな冷暖房をしてるのか。

台車検修庫、冷暖房対策は永遠の課題だ！

会社：分からない。

組合：トイレまで冷暖房設備しなくてもいいという考えか。

会社：今のところ予定はない。

組合：実際、真夏の時に入ってみて確認してるのか。

会社：報告は聞いている。

いつまでも直らない雨漏り！安心して下さい？！大切な輪軸をブルーシートで守ってます！ この事実、社長さんは知ってますか？！

組合：台検庫では輪軸にブルーシートをかけて保管してる状況である。雨漏りがあるから

だ。根本的な問題を解決するべき。

会社：やっても違う箇所から発生する。

組合：何年も前からの問題である。

会社：速度が遅いという意見は承る。

組合：社長や副社長が来た時に輪軸にブルーシートをかけている状況は見てるのか。そういうときだけ外しているのではないのか。

会社：そんなことはない。

組合：軸箱支持装置の改善はいつか。

会社：分からない。

組合：足が完全に入らないのか。どのような改善か。

会社：現場で確認してる。ハードで対策取ったと聞いている。

組合：実際見たのか。

会社：見てない。実態は知ってるが今、説明できるような知識がない。

組合：ここで説明出来ないのか。100歩譲っても写メ送らせて見ることも出来たはずだ。

会社業務委員、説明できる根拠なし！だって実際見てません！ これでは議論がかみ合いません！

会社：説明できる能力がない。

組合：これでは議論がかみ合わない。調べて後日、回答するべき。

組合：私たちが現場に入って確認する。

会社：足りないことは申し上げる。

組合：輪軸検修（大修）には棒芯があるが、台検には何故置かないのか。

会社：責任者は各班長がいる。大修職場は少し離れた場所にあるから別途責任者を置いている。

組合：安全サイドの成果や技術継承のための棒芯制度の成果は会社として持っていないのか。

会社：技術継承のためにあったものである。

組合：油の運搬は班長がやってる。頻繁に庫内を廻ってるみたいだが、現場の責任者が現場を離れて油を運ぶことはおかしい。責任者は現場に在るべき。安全面で言えば慣れている業者にやらせるべきだ。

会社：必要であるから。

VI. 名古屋車両所に関する改善要求について

組合：（出勤遅延防止の）懲憑であって強要ではないのか。

会社：懲憑です。

組合：水質検査の一番の直近はいつか。

会社：毎年7月（年一回）。

組合：乗務員で職場に入るが、臭い。大阪のものとは違う。

JR西日本との在庫管理の改善を求める！

組合：JR西日本との関係はどうなってるのか。

会社：置けるものは配置してる。引き続き言っていく。

組合：水たまりは労災につながる。即、点検が必要。

会社：通路をふさぶことはない。

組合：修繕依頼はいつ手配したのか。

会社：手元に資料がない。

組合：電気ストーブは付近しか暖まらない。効果は落ちる。

会社：現場の詰所なので大丈夫である。

VII. 各出向会社の職場改善要求

各出向会社の問題改善に会社の限界を大いに感じる！

組合：基本的に他会社のことであるというのが枕言葉であり、直接指導したとか改善を要求したことには壁があり限界があると感じる。もう少し追求されたい。

会社：各会社などに問い合わせをしてきた。分かるところは回答している。

組合：SEの社員数から計算して詰所の広さは確保されているのか。

会社：労安法からトイレの大きさなどは決められているが、法定から下回っている事はない。

組合：休憩する場所が狭くて部屋の外で休憩している現状がある。

会社：休憩の場所について適性数がはっきりしていない。

組合：洗濯機の配置はJRの予算なのか。

会社：向こうが買う事を否定するものでなく、ひとつひとつの洗濯機がという判断はない。

組合：JRの洗濯機をSEが使うことはないが、貸していない。

会社：使えばコストを負うことになる。

組合：台車職場の保護具の貸与は、社員が申し出れば換えてくれるのか。

会社：その都度、申告あれば対応する。

タイガー警備と会社の関係は、 やっぱりSEK、サービック会社の関係より薄いのか！

組合：保護具とタイガー警備の雨具との関係であるが、雨具は保護具にはならないのか。台車の職場みたいに申し出れば対処するというふうにならないのか。

会社：その場所がどう対応するかで違う。

組合：SEKとタイガー警備との関係であるが、SEKのほうが会社との関係は濃いのか。タイガー警備のほうが薄く感じる。

会社：敷地の中で働いている意味では近い。

組合：関連会社かどうかで違っているのではないのか。

会社：関連会社である。

組合：出向社員への対応については要請などしているのか。

会社：この話をした時には伝えてはいる。

組合：回答の違いに、会社の違いが現れている。

会社：言葉の表現の違い。

関連会社の認識で対立！タイガー警備の雨具も保護具のよう に対応するべきだ！

組合：タイガー警備の対応は、適切に対処されていないという認識なのか。

会社：認識しているかどうか分からない。認識して判断する。

組合：認識と判断は違うのか。

会社：判断する主体と認識する主体が違うことがあり得る。言葉であるなら入れてもいい

です。

組合：入れてもいいということではない。

組合：JR社員の制服をサービックに洗濯依頼しているが、1着いくらか。

会社：契約の形態を明らかにする考えはない。

組合：保護具の貸与の規制をしてることはない。

会社：無制限はない。上限、規制はある。

組合：通勤回送で出向社員が乗れる、乗れないがあると聞いたが。

会社：各会社で決めているもの。

組合：通勤バスは制限あるのか。どこが決めているのか。

会社：一義的には出向会社が決めること。

組合：通勤手段が急に変更があった場合、どうなるのか。

会社：個別のケースで出向会社で相談。

組合：会社が制限していることではないのか。JRか。

会社：契約に基づいて個別についてその会社の管理者が判断する。

組合：出向会社毎で違いがあるのはおかしい。

組合：直接、相談したほうがいい。

会社：当社でも事業所によって違いがある。

以上